

平成30年度（第1回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日時 平成30年8月23日（木） 午後1時30分～
2. 会場 鳥取市役所駅南庁舎地階第5会議室
3. 出席者
 - 委員 中山会長、佐々木委員、竹内委員、林哲委員、浜田委員、見生委員、西口委員、林浩委員、西村委員、茶谷委員、高須委員、尾崎委員、池田美委員、岩本委員、山本委員、林有委員
 - 鳥取市 羽場副市長、中島福祉部長、森下保険年金課長、岡本徴収課長、須崎医療費適正化推進室長、中林健診推進室長、事務局、堀国民健康保険係長

4. 会議状況

発言者	発言内容（要旨）
保険年金課長	ただ今より、平成30年度の第1回鳥取市国民健康保険運営協議会を開会します。開会に当たりまして、中山会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
保険年金課長	ありがとうございました。続きまして、羽場副市長よりご挨拶申し上げます。
副市長	（あいさつ）
保険年金課長	ありがとうございました。最初にご報告します。本日の会議は、17名中16名出席となりますので会議は成立することをご報告します。なお、本日の議事録につきましては、ホームページに公開させていただきますので、ご了承ください。 議事に先立ちまして、新しい委員さんを紹介させていただきます。西口委員さん。
委員	（あいさつ）
保険年金課長	あわせて事務局も人事異動がありましたので紹介します。医療費適正化推進室長の須崎室長並びに保険年金課の田淵課長補佐です。よろしくお願いたします。 誠に恐縮ですが、羽場副市長は公務の都合がありますので、ここで退席させていただきます。 （副市長退席） それでは、これ以降の進行につきましては、中山会長にお願いいたします。

<p>会 長</p>	<p>改めてよろしくお願します。議事進行につきまして、今日はこのような天候ですので、迅速に進めたいと思いますのでご協力をよろしくお願いたします。まず、議事録署名委員の選出ですが、西村委員、茶谷委員、お二人にお願したいと思ひます。各委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。皆さんのお手元の議事ですが、議題1、平成29年度鳥取市国民健康保険費特別会計歳入・歳出決算についてご報告をお願します。それでは、よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 会 長</p>	<p>(資料1、2に基づき説明)</p> <p>ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いたします。</p> <p>特に今はないようですが、議題終了後でも結構ですので、何かございましたら改めてということで、次の議題に移らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>では、議題の2に移らせていただきます。それでは、平成30年度国民健康保険事業の状況についてのご報告をお願いたします。</p>
<p>保険年金課長 会 長</p>	<p>(資料3に基づき説明)</p> <p>ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。</p> <p>では、同じようになりますけれども、一旦先に進めさせていただいて、またありましたら最後にといいことでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。次に議題の3に移らせていただきます。国民健康保険事業計画についてのご説明をよろしくお願いたします。</p>
<p>保険年金課長 会 長</p>	<p>(鳥取市国民健康保険事業計画に基づき説明)</p> <p>ありがとうございました。議題1、2、3と報告、説明いただきましたけれども、本日の内容につきましてご意見、ご質問いただけたらと思ひます。</p>
<p>委 員</p>	<p>前回の運営協議会で、鳥取市と鳥取県の意見の相違について説明を受けたのですが、特別医療に対するペナルティーについて、国保の都道府県化に移行後も法定外繰り入れを県は負担しないといいたこと、市町村間の保険料負担の格差解消に向け県はその方針がないに等しいという、かなり厳しい意見を鳥取市側は述べていること、医療費抑制について、県からの具体的提案がないなかで、この国保の保険事業計画にどのように反映されたのかといいことについて、また、どれくら</p>

<p>会 長 保険年金課長</p>	<p>い県と市町村との間で調整され、こういう計画になったのかというような経過を教えてください。よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ただいまのご質問ですけど、いかがでしょうか。</p> <p>県との具体的な調整状況についてのご質問をいただきました。平成30年1月のときに若干報告をさせていただきましたが、それ以降の具体的な進展はないというのが正直なところです。県との連携会議は今年度1回開催されましたが、平成30年度は初年度だということで、県は恐らく慎重に進めている部分があり、具体的な協議という形にはなっておりません。現状は事務的なことの調整が主であり、例えば特別医療に対するペナルティーについて具体的な提案はありません。</p> <p>保険料水準の統一化についても、具体的な提案はありませんが、例えば医療費水準に係る係数の扱いをどうするかということは、次回の連携会議の議題となる予定です。</p> <p>今後、何らかの進捗があれば、報告させていただきたいと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>いかがでしょうか。継続してとにかく努力していただくという、そういう内容だと思います。では、そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料3の事業計画の中で15ページ(イ)、特定健康診査の未受診者対策で、受診しやすい環境づくりの中で、休日健診や大型商業施設など利便性に配慮がありますが、具体的な実施内容や、もう決まっていることがあれば教えてください。</p>
<p>健診推進室長</p>	<p>健診推進室です。休日健診につきましては、集団健診と個別健診をしております。集団健診は今までどおりですが、個人医院や病院の土曜日、日曜日に健診の協力を引き続き求めさせていただいています。</p> <p>また、大型商業施設につきましては、特定健診ではありませんが、がん検診について、市内のスーパーで今年度も3回させていただくという予定で、昨年度より1回増やして実施ということで計画しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。はい、よろしいでしょうか。引き続きいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>近年収納率が上がっていることは非常に良いと思いますが、事業計画11ページに「未適用者へ制度周知に努め、遡及適用による保険料の滞納の未然防止に努めます」とあります。この未適用者が発生する理由と、この遡及適用の実態がどうなっているのかを説明していただけますか。また、その収納率向上は非常に結構ですが、滞納される</p>

<p>保険年金課長</p>	<p>方にはそれなりの理由があるので、徴収が事務的、あるいは経済的効率性を求めるという機械的な徴収方法ではうまくいかないと思います。嘱託の徴収員の教育といたしますか、要するに徴収に当たっては、相談や傾聴をしっかりとする必要があります。そのあたりがどのように嘱託の徴収者に勉強していただいているのかということについてお尋ねします。</p>
<p>徴収課長</p>	<p>一番具体的な例は、社会保険を辞めて国保の加入手続きをしないで、医者にかかるときになど、保険証が必要となった場面で加入届を提出されるパターンが多いと思います。その場合、資格の加入はさかのぼりますので、そのさかのぼった部分が保険料として一括で必要となります。この期間が長いと滞納につながりやすいことがあり、早目に手続を進めていただくことが必要です。</p> <p>また資格の喪失の場合、国保の喪失届が未提出で社会保険に入っていたという場合があります。この場合は国保の保険料が残っていますが、別の保険に加入しています。この場合は、年金リストで確認しながら社会保険の加入手続、国保の喪失届をしていただく勧奨もし、それでもなお国保の喪失手続が整わない場合は職権で国保の資格を喪失することをしていきます。このような対応により、適正な資格、適正な保険料となるよう取り組んでいます。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>徴収課です。徴収嘱託員さんにつきましては、お年寄りの方等で金融機関等に行くことが困難な方、あるいは仕事の関係で金融機関等において納めることが困難な方について、毎月決まった日や、あるいは加入者側から連絡があったときに訪問させていただいて徴収しています。徴収嘱託員さんは、基本的には納税相談に深く関わることができません。国保の加入者側から納付が困難だというような話を伺った場合は徴収課に取り次ぎ、徴収課でご相談を受けるという対応としています。一括納付が困難である場合や、収入が少ないなど、個別の事情があり、そうした個々の状況を踏まえて相談に応じさせていただいております。あくまでも相談については、徴収課の窓口でお願いしています。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>はい、いかがでしょうか。</p> <p>社会保険の離脱者は、自動的に判定できるようなシステムはありませんか。</p> <p>先ほど説明しました年金リストを活用しています。厚生年金加入者は社会保険に加入となりますので、国保の加入状況と比較したり、事業所に照会して本人に通知をして喪失届の提出を勧奨しています。最</p>

<p>委員 保険年金課長 委員</p>	<p>最終的には、事業所にも確認し、社会保険に加入し、扶養もとっているということが確認できれば、職権適用で喪失をしています。 社会保険の資格がない場合はどうでしょう。 社保離脱の場合の確認方法はありますか。そうであれば国保の加入申請をしたときには、何カ月とか1年以上も遡及して保険料が徴収されますね。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>社会保険の資格が切れたところまでさかのぼりますが、保険料は2年で時効となります。あくまでも社会保険の事業所側で手続をしていただくよう勧奨が行われるものです。</p>
<p>委員 保険年金課長 委員</p>	<p>自己責任と言え、事務的に突合するようなことはできませんか。 システムとして突合できる方法は、現状、ありません。 関連ですが、国保に加入される場合に、同一世帯員の保険の状況、要は社会保険に加入している人がいるとか、組回国保に加入している人がいるとか調査はされていますか。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>具体的には歯科医師の全国歯科医師国民健康保険に関わる中で、こちらでは厳密に世帯員の誰がどの保険に入っているかを調査していません。組回国保の場合は、所得制限なしに、市町村国保に加入している方は、全員扶養につけなさいとなっています。けんぽの場合だと、所得制限があったと思いますが、組回国保の場合はそれが全くないわけですから、厳密に調べて国保の方は全て扶養につけるよう加入のときに調べるようにしていますが、そういうことはありますか。</p>
<p>委員 保険年金課長</p>	<p>加入届のときに聞き取りで確認は行っています。 聞き取りで確認する。 はい。皆保険のための国保であり、保険がない人は当然全員入るという前提です。所得制限はありません。</p>
<p>委員</p>	<p>国保はそのようになりますね。組回国保の場合で一番多いのは、例えば具体的な話をして申しわけないですけど、組合員になろうとされる歯科衛生士さんが加入された場合、お父さん、お母さんとかがいらっしゃるわけで、そうすると、その方の扶養という扱いで、組回国保に全員加入するということになります。</p>
<p>保険年金課長 委員</p>	<p>今までは市町村の国保だったけども、組回国保のほうに全員が。 全員が移るというシステムが家族に周知されていないケースが多くて、戸惑われることがすごく多いです。逆に言うと、それをしっかり把握すれば、市町村国保に入る人の数が減ります。ということは、得なのか損なのかよくわからなくなってきましたが、そうした把握しているのは特にはされてないわけですね。</p>

保険年金課長	はい。何らかの保険に加入していることを国保としては聞き取りしているものです。
委員	ということは、うちの組回国保の場合は、組合にとって非常に不利な調査をしていることとなります。国からの命令で調べなさい、国保の方は全員、組回国保に加入しなさいという流れです。状況はわかりましたが、いわゆる加入者の世帯の世帯員の保険の構成というのは、ある程度口頭ではなく、きちっと把握できるようなことをすることで厳密になると思いますが、そこまで必要ないでしょうか。
保険年金課長	現実はそのままで行っていないです。
委員	ご希望でということですか。
保険年金課長	はい。
委員	すみません。何か混乱させるような質問の仕方になってしまいました。
会長	なかなかこの場では答えが出ないという内容かと思います。ひとまずよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。それでは、その他いかがでしょうか。はい、お願いいたします。
委員	事業計画15ページの（イ）の特定健診の未受診者対策ですが、実は薬剤師会のモデル事業で、健診の受診勧奨をしています。未受診の方が受診をしてない理由についてアンケートをしました。その結果の中で、私は通院をして、定期的に医療機関に受診しているから健診の必要はないとおっしゃる方がいらっしゃいます。そこで、確かに重い病気でCT検査などを定期的に行われているような方は別として、例えば血圧で受診をされているような方が、私は受診をしていますから健診は必要ないですとおっしゃる方がおられるので、受診をされることと健康診断というのはやはり違いますというようなお話をしています。
健診推進室長	この状況を踏まえダイレクトメールなどの勧奨通知等に、そういうようなことは書いてありますか。私の記憶が間違いでなければ、協会けんぽのパンフレットには、そのようなことが書いてあった気がします。そういうようなことを書いていただくと、もう少し被保険者の方の意識が変わってくるのではないかと思います。
委員	はい、ありがとうございます。おっしゃるとおり受診をしているので健診は結構ですと言われる方も本当にたくさんいらっしゃって、健診を受けていない方で、7,500人ぐらいの方が生活習慣病の何かの疾患で受診されています。受診をされている項目以外に必要な健診

	<p>項目を記載いただいて提出いただくというような方法もあることをご説明していますが、なかなか結果が伴ってこない状況があります。改めて一層力を入れてPRをしていきたいと思えます。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>はい、貴重なご指摘ありがとうございました。いかがでしょうか、そのほか。大体よろしいでしょうか。予定時間はたっぷりとありますが、何分こういう天候の状況等ございまして、よろしいですか。</p>
委 員	<p>その他に移らせていただきまして、委員の皆様から何かその他取り上げる題材はありますか。</p>
保険年金課長	<p>今度、新しく療養費に係る「あはき」について、受領委任という扱いとするか、あるいは償還払いのままで扱うかということについて、今度の1月からは改めて扱いを決める必要がありますが、鳥取県の国保はどのようになりますか。</p>
委 員	<p>このことについては、国保連合会がまとめる流れですが、9月末までが期限だったと思います。ただ、照会が届いていない段階であり、決定していません。</p>
保険年金課長	<p>市・県間で決めることですね。</p>
委 員	<p>はい。</p>
保険年金課長	<p>各保険者が決定しますか。</p>
委 員	<p>本来、鳥取県がまとめます。</p>
保険年金課長	<p>それであれば、それがまだ問題提起されていない。</p>
委 員	<p>19市町村で、同一歩調とるべきだと思います。しかし、今のところ未調整です。</p>
保険年金課長	<p>まだですか。</p>
会 長	<p>具体的な調査が届いていませんので今後となります。</p>
事務局	<p>その他よろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>それでは、委員の皆様からはないようですので、事務局はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>次回の協議会ですが、次回は1月に開催予定としておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>はい、以上でよろしいでしょうか。</p>
	<p>それでは、他にないようでしたら、鳥取市国民健康保険運営協議会をこれにて閉会したいと思います。いろいろと迅速な運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。本日は誠にありがとうございました。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後2時30分</p>

